

**「令和6年度 男女共同参画普及啓発事業」
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和6年度 男女共同参画普及啓発事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、大阪市男女共同参画推進条例第11条において「本市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。

男女共同参画の施策を進めるにあたっては、市民の生活に密接にかかわる地域での取組みが極めて重要であり、地域団体・NPO・企業等地域社会の多様な担い手による協働や、地域の特性・実態に応じた取組みを進めることが求められている。

本事業は、男女共同参画施策に関する情報を発信し、生活の身近な場面で男女共同参画の重要性の理解を広めることを目的に、市民のニーズや意見を把握のうえ、時勢に応じたコンテンツ等を活用したうえで、各区と連携した啓発や大阪市全域を対象とした啓発を実施する。

(2) 業務内容

業務内容の詳細については別添仕様書のとおりとする。

(3) 事業規模（契約上限額）

金3,873,000円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日 ～ 令和7年3月14日

(5) 履行場所

大阪市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企

画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

- ① 業務完了後、発注者の検査を経て、業務完了報告に基づき受注者の請求により支払うこととする。
- ② 本委託に関する帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類を当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存する。
- ③ 男女共同参画を進めるために、男女共同参画の視点が身近な生活の中で重要であることなどを理解してもらうという目的を踏まえ、「2 事業内容に関する事項」の(2)の事業それぞれにおいて、別添仕様書のとおり、事業に見合う目標と目標値を設定し、企画提案書で提案すること。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	否

(5) 再委託について

- ① 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- ④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、③に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- ⑤ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当し、「市民局契約事務審査会」においてのその資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。(ただし②、③においては、いずれか一方に該当する者とする。)

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されている者であること。
- ③ 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていない者については、令和6年3月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。(ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない)
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑤ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ⑦ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ⑧ 共同体にあつては、さらに以下の要件を満たすこと。

ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は、認めない。

ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 申請書の提出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

キ それぞれの構成員が上記①～⑦の要件を全て満たすこと。ただし、②③においてはいずれか一方を満たすこと。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 公募開始 | 令和6年3月8日(金) |
| ・ 質問受付締切 | 令和6年3月15日(金) |
| ・ 質問回答 | 令和6年3月22日(金) |
| ・ 参加申出関係書類の提出期限 | 令和6年3月29日(金) |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和6年4月12日(金) |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和6年4月19日(金) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年3月15日（金）までの土日を除く、午前9時から午後5時30分の間とする。締切以降の質問については受付けない。

イ 提出方法

質問は、「質問票」（別紙1）中の質問欄

に記入のうえ、大阪府市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課まで持参またはメール（ca0012@city.osaka.lg.jp）、FAX（06-6202-7073）にて提出すること。ただし、FAXで提出する場合は、確認の連絡をすること。

ウ 回答

令和6年3月22日（金）までに大阪市ホームページにて回答する。

(2) 参加申請手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、「申出者」という。）は、令和6年3月29日（金）までの土日を除く、午前9時から午後5時30分間に次の書類を「8 その他」の(2)に提出し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

なお、令和4・5・6度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されている者については、下記②～⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。

また、下記⑦及び⑧について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（別紙2）
 - ② 登記事項証明書（ただし、法人の場合、現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）または、任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約
 - ③ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し不可）
 - ④ 使用印鑑届（別紙3）
 - ⑤ 申請内容確認書（実印押印 要）（別紙4）
 - ⑥ 団体目的等についての誓約書（別紙5）
 - ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑧ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）但し、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑨ 委任状（共同体での申請の場合のみ）（別紙6）
 - ⑩ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）
- ※共同体での参加の場合、②～⑨は各構成員分提出すること。

(3) 参加資格決定通知

審査の結果、参加資格があると認められた申出者（以下、「参加者」という。）に対しては、令和6年4月12日（金）付で参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書については、次の要領で作成し、正本1部、副本8部を提出すること。提出する提案は1案とする（複数の提案は認めない）。

- ・ 正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの
- ・ 副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

① 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

ア 本事業に対する受注者の考え方

- ・ A4用紙1枚程度で記載すること。

イ 実施計画書

(ア) 事業全体の実施に向けた業務スケジュールを、A4用紙1枚程度で記載すること。また、「(2) 全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施」及び「(3) 市民の意識を反映した啓発物の作成」の詳細スケジュールを、それぞれA4用紙1枚程度で記載すること。

(イ) 事業の運営のための人員・実施体制などの運営体制を記載すること。

(ウ) 「(1) 各区での啓発」の企画について、1案を提案し、A4用紙1枚程度で記載すること。

(エ) 「(2) 全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施」の企画について、週間（①「男女共同参画週間（6月23日から6月29日）」、②「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日から11月25日）」）ごとに、A4用紙1枚程度で記載すること。

(オ) 「(3) 市民の意識を反映した啓発物の作成」の企画について、納品物（①「啓発用ポスター」の作成、「②「啓発動画」の作成」、「③「啓発物」の作成」）ごとに、A4用紙1枚程度で記載すること。また、「(3) 市民の意識を反映した啓発物の作成」の「③「啓発物」の作成」については、啓発テーマを3つ以上提案し、テーマごとに、選定の理由やテーマへの理解を、A4用紙1枚程度で記載すること。

(カ) 「3 契約に関する事項」の(2)③に記載の事業目標について、提案すること。

(キ) 提案内容にかかる類似事業の実績について、A4用紙1枚程度で記載すること。

(ク) 経費の内訳がわかる経費見積書を作成すること。

(ケ) 厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」もしくは、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を受けている場合は、それを証する書類の写しを提出すること。

② 企画提案書作成上の留意点

企画提案書はA4用紙20枚以下とし、様式は自由とするが、A4縦長横書き両面とする。（ただし、図面等はA4縦長横書き両面に限らない。）

③ 受付期間

参加資格決定通知後から令和6年4月19日（金）までの土日を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。

④ 提出場所

「8その他」の(2)と同じ。

7 選定に関する事項

(1)選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ・全体を通して、本事業の目的を理解した企画となっているか。(5点)
- ・業務の実施に際し、スケジュールは実施可能なものであるか。(5点)
- ・業務を確実かつ迅速に対応できる体制・人数・人材が整っているか(5点)
- ・「(1)各区での啓発」について、効果的な手法や内容が提案されているか。(10点)
また、新規性や独自性のある内容であるか。(4点)
- ・「(2)全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施」について、効果的な手法や内容が提案されているか。(10点)
また、新規性や独自性のある内容であるか。(4点)
- ・「(3)市民の意識を反映した啓発物の作成」について、効果的な手法や内容が提案されているか。(10点)
また、新規性や独自性のある内容であるか。(4点)
- ・「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画(令和3年～7年度)」における基本的方向7の成果指標を意識した目標設定となっているか。(15点)
また、設定した各事業の成果目標に対し、適切な取り組み、スケジュールが提案されているか。(5点)
- ・事業実施に必要なノウハウについて、実績や技術を持っており、提案に実現性や信頼性があるか(10点)
- ・事業に必要な経費の積算に妥当性があるか。(10点)
- ・参加申出締切日現在において厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」もしくは、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を受けているか。共同体においては、いずれかの構成員が当該認定を受けているか。(3点)

なお、評価点の合計点数が最も高い事業者が複数あった場合は、次の審査項目の合計点数を比較し、点数の最も高い事業者を最優秀提案事業者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

- ・「(1)各区での啓発」について、効果的な手法や内容が提案されているか。(10点)
また、新規性や独自性のある内容であるか。(4点)
- ・「(2)全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施」について、効果的な手法や内容が提案されているか。(10点)
また、新規性や独自性のある内容であるか。(4点)
- ・「(3)市民の意識を反映した啓発物の作成」について、効果的な手法や内容が提案されてい

るか。(10点)

また、新規性や独自性のある内容であるか。(4点)

また、評価点の合計点数の平均が基準点(60点)に満たなかった場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しないものとする。

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「市民局男女共同参画推進にかかる市民向け啓発・研修事業実施事業者検討会議」で行い、点数の高い事業者を選定する。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数の場合は、(1)選定基準のうち、「各区での啓発」、「全国的に実施される取組期間における啓発」及び「市民の意識を反映した啓発物の作成」の得点が高い方に決定する。選定に要する最低点は60点とし、60点に満たなかった場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しないものとする。
- ② 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ プレゼンテーションの日時は、事前に参加者へ連絡する。
- ④ プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。
- ⑤ プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションは、企画提案書(副本)をもとに口頭にて説明を行うこと。
また、説明の補助資料として、映像資料(PowerPointスライドや画像、動画の放映等)や作品(啓発物例等)の持込みを行うことも可能とするが次の各項に留意すること。
 - ・映像資料や作品の実演・説明等の全ての時間を指定の説明時間に含めること。
 - ・企画提案書(副本)と同様に映像資料や作品には事業者名や事業者が特定される表現を含めないこと。
 - ・実演・説明に必要な物品・機器(ノートパソコン、プロジェクター、スピーカー等を含む)の一切は提案者において用意・操作するものとし、機器の動作不良等が発生した場合においても説明時間の延長は認めない。
 - ・ノートパソコン(タブレット端末・液晶ディスプレイを含む)、プロジェクター、スピーカーの使用に限り、プレゼンテーション会場内の電源コンセントを使用できることとする。
 - ・補助資料が映像資料の場合は、その内容をCD-Rにて1部を、作品の場合は、その内容が分かる写真や説明文を書面(A4両面1枚まで)にて8部を、「6 応募手続き等に関する事項ー(4)企画提案書の提出」に記す企画提案書の提出時に合わせて提出すること。
 - ・企画提案書の提出時に合わせて提出していない補助資料や提出内容と異なる補助資料をプレゼンテーションにおいて使用する事は認めない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「8その他」の(2)の問い合わせ先に提出することにより、審査結果の内容について説明を求めることができる。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 本業務の履行にあたっては、仕様書に記載された内容を遵守し、提案した内容を誠実に履行すること。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
TEL 06-6208-9156 FAX 06-6202-7073